

生活福祉資金のご案内

2-2

福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の
生計維持が困難となった
場合にお貸しする
資金です。

3

教育支援資金

高校、専門学校、大学への
就学に必要な入学金や制
服などの経費、授業料など
の就学経費をお貸しする
資金です。

2-1

福祉資金 福祉費

福祉用具の購入や、葬儀・
引越・住宅改修の経費
など、日常生活上一時的に
必要な経費をお貸しする
資金です。

4-1

不動産担保型 生活資金

今お住まいの居住用不動産
を担保に生活費をお貸し
する資金です。

1

総合支援資金

失業などにより収入が減少
し世帯の生活の維持が困難
となった場合に、求職活動中
の生活の立て直しのために
お貸しする資金です。

4-2

要保護世帯向け 不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産
を担保に生活費をお貸し
する資金です。



1

生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、「低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的とする公的な貸付制度です。

また、生活困窮者自立支援事業などの関係機関と連携しながら、世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、市町村社会福祉協議会や民生委員が窓口となって無利子または低利子で資金の貸付を行います。

世帯に対する貸付制度

「個人」ではなく「世帯」に対する貸付であることから、世帯全員の生活状況について確認します。なお、貸付の申請については、原則「世帯の生計中心者（世帯の中で1番収入が多く、中心となって生計を支えている方）」が行います。

経済的自立が目的

貸付によって、お困りの状況を解決できるかもしれませんが、「債務を負う」という負担も伴います。計画的に返済することが難しければ、世帯への支援を目的とした貸付が負担となります。ご相談いただいた時点で、償還（返済）の見通しが立たないなど、経済的自立につながるかは判断できない場合は、本貸付以外の他制度やサービスの利用についてご案内する場合があります。

他の貸付制度が優先

必要な資金の貸付を他から受けることができない世帯が対象であることから、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）、日本政策金融公庫、その他金融機関などからの貸付が利用できる場合は、その貸付が優先となります。

貸付と相談の一体的な支援

必要かつ適切な支援をご案内するために、世帯の生活状況やお困りの状況を正確にお話してください。負債や債務整理の状況などについても、必ずお申し出ください。

2

ご利用いただける世帯

福島県内に住民登録し居住する以下の世帯となります。原則、居住地と住民票の住所地が一致していることが必要です。DV 被害などの特別な事情があり、一致していない場合はご相談ください。

低所得者世帯

1 か月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の 1.7 倍以下の世帯

障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で、1 か月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の 2 倍以下の世帯

高齢者世帯

日常生活上、療養または介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、1 か月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の 2 倍以下の世帯

*連帯保証人について

原則として、県内に居住する連帯保証人が 1 名必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、年 1.5% の貸付利子がかかります。

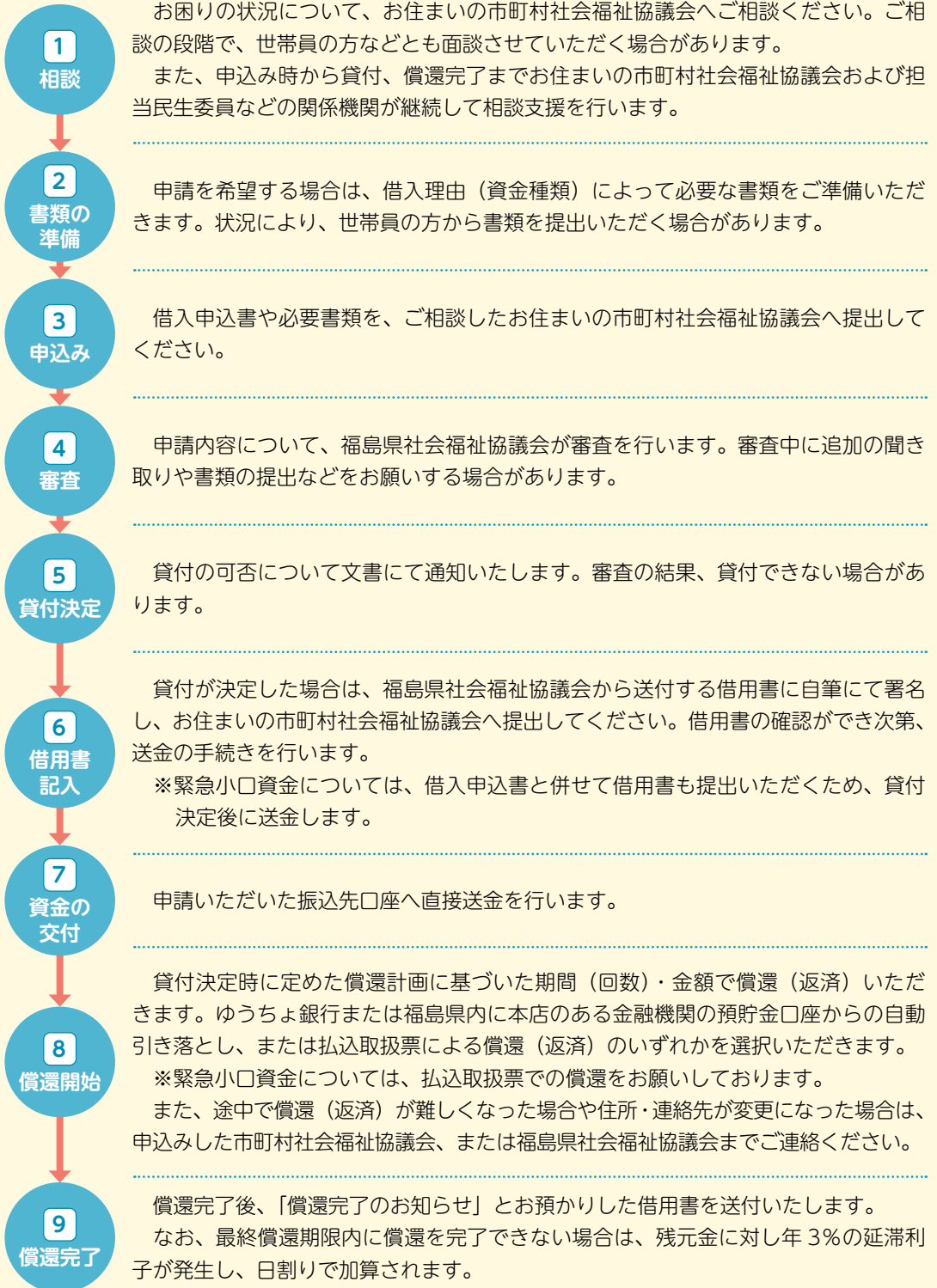
なお、連帯保証人は、以下の条件①～③のすべてを満たす必要があります。

- ①原則として、福島県内に居住し、年齢が 65 歳未満である方。
- ②借受とは別世帯に属し、日頃から熱心に相談・援助してくれる方で、借受世帯よりも収入の高い方。
- ③借受世帯の償還（返済）困難時には、連帯保証人として債務を履行することができる方。

※連帯保証人は、途中で変更・辞退することはできません。

3

実際の流れ



注意事項

- ・資金の種類ごとに貸付対象世帯が異なりますのでご注意ください。
- ・すでに生活福祉資金の貸付を受けている世帯で、滞納している場合は新たな貸付を受けることができません。
- ・住民票上は別世帯であっても、生計（食費・光熱水費など）を同一にしている場合は「同一世帯」と捉え、世帯全員の収入を確認します。
- ・本資金の連帯保証人は、借受人と同等の債務を負うため、償還（返済）が完了するまでは新たな貸付を受けることができません。
- ・すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は貸付対象となりません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯には貸付できません。
- ・虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合や、貸付金を利用目的外に使用した場合は、貸付金を即時に一括で償還（返済）いただきます。
- ・審査の結果、貸付できない場合があります。

1. 総合支援資金

失業などにより収入が減少し、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援など）や求職活動を行う間の生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付する資金です。

この資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（※）による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体および関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※「自立相談支援機関」について

平成27年4月から始まった制度で、仕事や生活全般にわたる困りごとについて支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う機関です。

(1) 対象となる世帯

低所得者世帯

※以下の要件①～⑥のいずれにも該当する世帯

- ① 自らの就労収入によって同一の仕事で6か月以上生計を維持していた世帯で、失業または自営業の廃止により生活に困窮し、就職活動を行う間の生計の維持が困難となっていること。
- ② 離職して2年以内であり、離職前に税金を滞納していないこと。
- ③ 現に住居を有していること、または生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する住居確保給付金（※）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- ④ 社会福祉協議会が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）が見込めること。
- ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、傷病手当金、生活保護、年金などの他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。
- ⑥ 借受人の65歳の誕生日の前月までに償還（返済）を完了することができること。

※「住居確保給付金」について

離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象とした、住宅の確保（住宅喪失の予防）および就労機会の確保を支援することを目的とした制度で、賃貸住宅の家賃の支給を受けることができます。

(2) 資金の種類と内容

資金種類	用途内容	貸付限度額	据置期間	償還（返済）期間
生活支援費	生活再建までに必要な生活費用 ※貸付期間は原則3か月とし、 最長12か月まで延長可	単身世帯 月額15万円以内 2人以上世帯 月額20万円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内
住宅入居費	敷金、礼金などの住宅の賃貸契約 を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日（生活支援費 と併せて貸付けてい る場合は、生活支援 費の最終貸付日） から6か月以内	
一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に 必要かつ日常生活費で賄うこと が困難である費用	60万円以内		

※貸付利率 … 連帯保証人を立てる場合は無利率（連帯保証人がいない場合は年1.5%）

※「住宅入居費」は、住居確保給付金の申請者に限ります。

(3) 必要な書類

[共通添付書類]

内 容	書 類
①本人および世帯状況が確認できる書類	○運転免許証（写）または健康保険証（写） ※借入申込者の顔写真が明示された他の証明書（写）でも可 ○住民票（本籍・筆頭者記載、世帯全員分）※発行後3か月以内
②世帯の収入がわかる書類 生活に困窮するに至った理由がわかる書類 ※世帯全員分(未成年の未就労者は除く)	○世帯の収入に関する書類 直近3か月程度の通帳（写）、源泉徴収票（写）、直近3か月程度の給与明細書（写）、所得・課税証明書 など ○生活に困窮するに至った理由がわかる書類 [失業の場合] 離職票（写）、雇用保険受給資格者証（写）、源泉徴収票（写）、退職辞令（写）、雇用主の発行する離職証明書（写）など [廃業の場合] 個人事業の廃業届、所得税の確定申告書（写）、所得・課税証明書 など [債務を抱えている場合] 債権者と債務の額がわかる書類（債権者発行のもの）
③他の公的給付制度または公的貸付制度を利用もしくは申請中の場合、その状況がわかる書類	○当該公的制度の決定通知書または申請書（写）などの書類 (例) 住居確保給付金の場合 … 住居確保給付金支給決定通知書（写）
④雇用保険や雇用施策に関する証明書	○求職申込・雇用施策利用状況確認票 (住宅確保給付金・総合支援資金)（写）
⑤連帯保証人の資力などが明らかになる書類 (連帯保証人を立てる場合のみ)	○源泉徴収票（写）、直近3か月程度の給与明細書（写）、所得・課税証明書 など ○住民票（本籍・筆頭者記載）※発行後3か月以内

[住宅入居費に関する添付書類]

内 容	書 類
入居予定住宅に関する書類	○入居予定住宅に関して締結した不動産賃貸契約の契約書（写）
	○住居確保給付金申請時に不動産媒介業者などから交付される「入居予定住宅に関する状況通知書」（写）
	○住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「住居確保給付金支給対象者証明書」（写）

[一時生活再建費に関する添付書類]

内 容	書 類
必要経費を裏付ける書類	○業者などが発行する見積書など ○滞納家賃、滞納公共料金などの請求書

※その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-1. 福祉資金 福祉費

日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付する資金です。

※すでに購入、発注、着工、支払い済みの経費は貸付対象となりません。

(1)対象となる世帯

低所得者世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

※高齢者世帯については「日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯」に限ります。

(2)資金の内容

貸付対象経費	貸付上限額の目安	据置期間	償還(返済)期間
①生業を営むために必要な経費	460万円	貸付日 (分割による交付の場合は、最終貸付日)から 6か月以内	20年以内
②技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ・6か月程度 130万円 ・1年程度 220万円 ・2年程度 400万円 ・3年程度 580万円		8年以内
③住宅の増改築、補修および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内
④福祉用具などの購入に必要な経費	170万円		8年以内
⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内
⑥中国残留邦人などにかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円		10年以内
⑦負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(医療費の自己負担額、入院中のリネン代など、療養に付随する経費を含む)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないとき 170万円 ・1年を超えて1年6か月以内のとき 230万円		5年以内
⑧介護サービス、障がい者サービスなどを受けるために必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が ・1年を超えないとき 170万円 ・1年を超えて1年6か月以内のとき 230万円		5年以内
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内
⑪住居の移転など、給排水設備などの設置に必要な経費	50万円		3年以内
⑫就職、技能習得などの支度に必要な経費	50万円		3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費 ※修学旅行などの費用、義務教育入学に係る制服代など、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、生活保護世帯の保護費対象外の生活必需品購入費用、年金の給付開始に必要な掛金など	50万円		3年以内

※貸付利率… 連帯保証人を立てる場合は無利率(連帯保証人がいない場合は年1.5%)

ただし、②および⑫は、技能を習得する者が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人となる場合は無利率。

(3) 必要な書類

[共通添付書類]

内 容	書 類
①本人および世帯状況が確認できる書類	○運転免許証(写)または健康保険証(写) ※借入申込者の顔写真が明示された他の証明書(写)でも可 ○住民票(本籍・筆頭者記載、世帯全員分)※発行後3か月以内
②世帯の収入がわかる書類 ※世帯全員分(未成年の未就労者は除く)	○直近3か月程度の通帳(写)、源泉徴収票(写)、直近3か月程度の給与明細書(写)、年金通知書(写)、所得・課税証明書など
③連帯保証人の資力などが明らかになる書類 (連帯保証人を立てる場合のみ)	○源泉徴収票(写)、所得・課税証明書 など ○住民票(本籍・筆頭者記載)※発行後3か月以内
④障がい者が属する世帯の場合	○身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)

[対象経費別添付書類]

対象経費	書 類
①生業を営むために必要な経費	○事業計画書 ○決算・事業報告書 ○業者の見積書 ○パンフレットやカタログ(写) ○契約書や許可書・免許証など(写) ○自己資金の金額が確認できる書類 など
②技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	○入校・入学許可書または在校・在学証明書 ○技能を習得する学校などの発行した科目、習得期間並びにこれに要する費用などが記載された書類 など
③住宅の増改築、補修および公営住宅の譲り受けに必要な経費	○業者の見積書 ○工事の平面図、側面図(工事前、工事後) ○改修前の状況写真 など
④福祉用具などの購入に必要な経費	○機器・用具など見積書 ○パンフレットやカタログ(写)
⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	○運転者の運転免許証(写) ○自動車販売業者発行の見積書 ○買い替えの場合は現在の車の車検証(写)
⑥中国残留邦人などにかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○日本年金機構が発行する特例措置対象者該当通知書(写) ○追納保険料納付書
⑦負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(医療費の自己負担額、入院中のリネン代など、療養に付随する経費を含む)およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○医師の診断書(病名と療養期間が明示されているもの) ○医療費の概算を示す書類 ○復職予定を証明する書類(療養のため休職する方が就労収入で償還を予定する場合)
⑧介護サービス、障がい者サービスなどを受けるために必要な経費(介護保険料を含む)およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	○利用負担額が記載されたもの(写) ○償還払いとなるサービス費用の金額が記載された書類、当該費用にかかる見積書など(写) など
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○官公署発行の被災証明書 ○業者の見積書 など
⑩冠婚葬祭に必要な経費	○結婚…婚姻の証明、経費の見積書 ○出産…見積書・請求書、母子健康手帳(写)または出産証明書 ○葬祭…見積書・請求書、死亡診断書または除籍の住民票
⑪住居の移転など、給排水設備などの設置に必要な経費	○業者の見積書 ○賃貸(仮)契約書(写)(住居移転の場合)
⑫就職、技能習得などの支度に必要な経費	○就職…購入内容の見積書、内定通知書または採用通知書 ○技能習得…学校の合格通知書、学校が発行する経費内訳書
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	○必要経費を示す見積書など

※その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する少額の資金です。

この資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（※）による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体および関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※「自立相談支援機関」について

平成27年4月から始まった制度で、仕事や生活全般にわたる困りごとについて支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う機関です。

(1) 対象となる世帯

低所得者世帯

障がい者世帯

高齢者世帯

※高齢者世帯については「日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯」に限ります。

(2) 資金の内容

貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還(返済)期間
①医療費または介護費を支払ったことなどにより、一時的に生活費が不足するとき	10万円以内	2か月以内	12か月以内
②火災などの被災によって生活費が必要なとき			
③年金、保険、公的給付などの支給開始までに生活費が必要なとき			
④会社からの解雇、休業などによる収入減のため生活費が必要なとき (再就職にあたり、初回の給与が出るまで生活費が必要なときなど)			
⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料を支払ったことにより一時的に生活費が不足するとき			
⑥一時的な公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき			
⑦生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき			
⑧給与などの盗難によって生活費が必要なとき			
⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき			

※貸付利率… 無利率 ※連帯保証人、連帯借受人… 不要

(3) 必要な書類

内 容	書 類
①本人および世帯状況が確認できる書類	○運転免許証(写)または健康保険証(写) ※借入申込者の顔写真が明示された他の証明書(写)でも可 ○住民票(本籍・筆頭者記載、世帯全員分) ※発行後3か月以内
②世帯の収入がわかる書類 ※世帯全員分(未成年の未就労者は除く)	○直近3か月程度の通帳(写)、源泉徴収票(写)、直近3か月程度の給与明細書(写)、年金通知書(写)、所得・課税証明書など
③障がい者が属する世帯の場合	○身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)
④緊急かつ一時的に生計の維持が困難となったことがわかる書類	○借入理由の根拠がわかる書類 (例)請求書または領収書(医療費や公共料金など)、官公署発行の被災証明書、年金や公的給付などの支給開始時期がわかる書類、雇用条件通知書、被害届 など

※その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

3. 教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含む）、高等専門学校、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程を含む）に就学するために必要な経費を貸付する資金です。

※上記以外の「各種学校」は福祉資金 福祉費で対応する場合があります。

(1) 対象となる世帯 **低所得者世帯**

(2) 資金の種類と内容

資金種類	対象経費	貸付限度額	据置期間	償還(返済)期間
教育支援費	就学に必要な経費 授業料、参考書、学用品、 交通費（通学定期代）、賃貸 アパート家賃 など	①高等学校(専修学校高等課程含む) 月額3万5千円以内 ②高等専門学校 月額6万円以内 ③短期大学(専門職短期大学・専修学校専門 課程含む) 月額6万円以内 ④大学(専門職大学含む) 月額6万5千円以内 ※特に必要と認められる場合、上限額の 1.5倍まで貸付可	卒業後 6か月以内	20年以内
就学支度費	入学時に一括して支払う経費 入学金、制服、教科書などの 入学時に学校に納入する経費	50万円以内		

※貸付利子 … 無利子

※就学する方が借受人、世帯の生計中心者（世帯の中で1番収入が多く、中心となって生計を支えている方）が連帯借受人となり申込みします。

※資金の交付方法 … 「教育支援費」は6か月ごとに分割して交付（分割交付の前に必ず在学証明書を提出していただきます。）
「就学支度費」は 一括交付

(3) 必要な書類

[共通添付書類]

内 容	書 類
①本人および世帯状況が確認できる書類	○運転免許証(写)または健康保険証(写) ※借入申込者の顔写真が明示された他の証明書(写)でも可 ○住民票(本籍・筆頭者記載、世帯全員分) ※発行後3か月以内
②世帯の収入がわかる書類 ※世帯全員分(未成年の未就労者は除く)	○直近3か月程度の通帳(写)、源泉徴収票(写)、 直近3か月程度の給与明細書(写)、年金通知書(写)、 所得・課税証明書 など
③連帯保証人の資力などが明らかになる書類 (連帯保証人を立てる場合のみ)	○源泉徴収票(写)、直近3か月程度の給与明細書(写)、所得・課 税証明書 など ○住民票(本籍・筆頭者記載) ※発行後3か月以内
④障がい者が属する世帯の場合	○身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)

[資金種類別添付書類]

資金種類	書 類
①「教育支援費」に必要な書類	○新入学の場合は合格通知書(写)、在学者については在学証明書 ○就学に必要な経費の内訳がわかる書類
②「就学支度費」に必要な書類	○合格通知書(写)または入学許可証(写) ○入学に際し必要な経費の内訳がわかる書類

※その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

4-1. 不動産担保型生活資金

今お住まいの居住用不動産（土地・建物）を担保に生活資金を貸付する資金です。

(1) 対象となる世帯 高齢者世帯

- ① 借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、当該配偶者として共有している不動産を含む）に居住していること。
- ② 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権などの利用権および抵当権などの担保権が設定されていないこと。
- ③ 借入申込者に配偶者または借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいないこと。
- ④ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ⑤ 不動産の評価額が1,000万円以上あること（住居部分の取壊し費用を考慮して評価する）。

(2) 資金の内容

貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償還(返済)
月額30万円以内 (居住用不動産の評価額の7割)	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 または 借受人の死亡時までの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)県社協会長が貸付契約を解約したとき (3)借受人が貸付契約を解約したとき	契約の終了後 3か月以内	据置期間終了時一括償還

※貸付利率…年3% または 毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

※連帯保証人…必要（推定相続人の中から1名選任）

※資金の交付方法…3か月ごとに分割し交付

(3) 必要な書類

借入申込をされる前に以下の書類にて貸付要件を満たすか確認させていただきます。

内 容	書 類
① 本人および世帯状況が確認できる書類	○住民票（本籍・筆頭者記載、世帯全員分）※発行後3か月以内
② 世帯の収入および債務状況がわかる書類 ※世帯全員分	○年金振込通知書（写）、源泉徴収票（写）、所得・課税証明書、所得税の確定申告書（写） など ○債務状況（債権者と債務の額）がわかる書類 ※債権者発行のもの ○債務整理後の場合は、その結果がわかる書類
③ 担保となる不動産の状況が明らかになる書類	○借入申込者が現に居住する土地および建物の登記簿謄本 ○本件不動産の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ほか

確認後、申込可の結果通知があった方は、以下の書類を提出いただきます。

内 容	書 類
① 世帯状況が明らかになる書類	○戸籍謄本
② 担保となる不動産の状況が明らかになる書類	○本件不動産の公図、位置図、地籍図（本人が所有する場合）、測量図（本人が所有する場合）、建物位置図（本人が所有する場合）
③ 推定相続人の意向を確認する書類	○推定相続人の同意書

※その他、必要に応じて書類を求められる場合があります。

(4) 貸付の仕組み

- ① 借受人と福島県社会福祉協議会が貸付契約を締結します。
- ② 不動産を担保として、福島県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」および「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- ③ 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人を連帯保証人に設定します。
- ④ 借受人が死亡した場合などに貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利子を償還（返済）します。
(注) 償還（返済）は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還（返済）する場合もあります。

4-2. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

現に生活保護を受給している高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産（土地・建物）を担保に生活資金を貸付する資金です。

(1) 対象となる世帯

生活保護受給の高齢者世帯

要保護の高齢者世帯

- ①借入申込者が単独で所有している居住用不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、当該配偶者として共有している不動産を含む）に居住していること。
- ②借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権などの利用権および抵当権などの担保権が設定されていないこと。
- ③借入申込者および配偶者が原則として65歳以上であること。
- ④借入申込者が属する世帯が、本制度を利用しなければ生活保護を受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関（福祉事務所）が認めた世帯であること。
- ⑤不動産の評価額が500万円以上あること（住居部分の取壊し費用を考慮して評価する）。

(2) 資金の内容

貸付限度額	貸付期間	契約の終了	据置期間	償還(返済)
月額は福祉事務所が設定 (生活扶助額の1.5倍以内) ※居住用不動産の評価額の 7割(集合住宅は5割)	貸付元利金が貸付限度額に 達するまでの期間 または 借受人の死亡時までの期間	(1)借受人が死亡したとき (2)県社協会長が貸付契約 を解約したとき (3)借受人が貸付契約を 解約したとき	契約の 終了後 3か月以内	据置期間終了 時一括償還

※貸付限度額…生活扶助額から収入充当額を引いた額の範囲内で県社協および借入申込者が契約により定めた額

※貸付利率…年3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

※連帯保証人…不要

※資金の交付方法…1か月ごとに分割し交付

(3) 必要な書類

申込にあたり福祉事務所による調査が必要なため、まずはお住まいの福祉事務所にご相談ください。

内 容	書 類
①本人および世帯状況が確認できる書類	○住民票（本籍・筆頭者記載、世帯全員分） ※発行後3か月以内 ○戸籍謄本
②世帯の収入および債務状況がわかる 書類 ※世帯全員分	○年金振込通知書（写）、源泉徴収票（写）、所得・課税証明書、 所得税の確定申告書（写） など ○債務状況（債権者と債務の額）がわかる書類 ※債権者発行のもの ○債務整理後の場合は、その結果がわかる書類
③担保となる不動産の状況が明らかになる書類	○借入申込者が所有している居住用不動産（土地および建物）の登記簿謄本 ○本件不動産の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ○本件不動産の公図、位置図、地籍図（本人が所有する場合）、測量図（本人が所有する場合）、建物位置図（本人が所有する場合）
④推定相続人の意向を確認する書類	○推定相続人の同意書または推定相続人との本件に関する調整状況を付記した書類

※その他、必要に応じて書類を求める場合があります。

(4) 貸付の仕組み

- ①福祉事務所の調査を経て福島県社会福祉協議会で審査のうえ借受人と貸付契約を締結します。
- ②不動産を担保として、福島県社会福祉協議会から借受人に生活資金を融資します。
(注) 担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」および「所有権移転請求権保全のための仮登記」を行います。
- ③借受人が死亡した場合などに貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利子を償還（返済）します。
(注) 償還（返済）は、相続人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還（返済）する場合があります。

「生活福祉資金」に関するご相談・お問合せは
お住まいの市町村社会福祉協議会へお願いします。

あなたのまちの社会福祉協議会

連絡先



実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8041 福島市大町5-6 日本生命福島ビル3階
電話024-523-1250（平日：午前9時～午後5時まで）

個人情報の取扱いについて

～生活福祉資金の申込み・利用にあたって～

福島県社会福祉協議会では、「個人情報に関する方針」を実行するため、「個人情報保護規程」及び「コンピューター情報システム運用管理規程」を定めています。生活福祉資金貸付事業についても、これらの規程の他、「生活福祉資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書」によって、関係する個人情報の保護に努めています。